登録番号:A-0

定款

第1章 総則

第1条(商号)

当会社は、コスモ・バイオ株式会社と称し、英文では、COSMO BIO COMPANY,LIMITED (英文略称は、COSMO BIO CO.,LTD.) と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 試薬、診断用試薬、医薬品、医薬部外品、農薬、動物用医薬品、工業薬品、化粧品、食品、 食品添加物および肥料等の生命科学に関わる製品ならびに前記各製品に関連する機械器具 および材料の輸出入、売買、製造、運搬、保管および古物販売
- (2) 生化学、医学、薬学等生命科学の基礎および応用技術を対象とする研究、開発、調査なら びにこれらの受託、斡旋およびコンサルティング業務
- (3) 前各号に附帯関連する一切の事項

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都江東区に置く。

第4条(機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は18,361,600株とする。

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は100株とする。

第8条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第10条(株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第11条(株式取扱規則)

当会社の株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条(基準日)

- 1. 当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
- 2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条(招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合は、いつでも招集することできる。

第14条(招集権者および議長)

- 1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が 招集する。取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた 順序により、他の取締役が招集する。
- 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に欠員または事故があるときは、 あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条(電子提供措置等)

- 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条(決議の方法)

- 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

- 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2. 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第18条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、 これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条(取締役の員数)

- 1. 当会社の取締役は13名以内とする。
- 2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

第20条(取締役の選任方法)

- 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条(取締役の任期)

- 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に 関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条(代表取締役および役付取締役)

- 1. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
- 2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役 会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めること ができる。

第23条(取締役会の招集権者および議長)

- 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条(取締役会の招集通知)

- 1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
- 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第25条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の 過半数をもって行う。

第26条(取締役会決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、 これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条(取締役の責任免除)

- 1. 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第1項 の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第31条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締 役会規程による。

第5章 監查等委員会

第32条(常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条(監査等委員会の招集通知)

- 1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
- 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

第34条(監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した当該 監査等委員の過半数をもって行う。

第35条(監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第36条(監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第37条(会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条(会計監査人の任期)

- 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第40条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

第41条 (剰余金の期末配当基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

第42条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条(配当の除斥期間等)

- 1. 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2. 前項の金銭には利息はつけない。

(附則)

- 1. 第39回定時株主総会決議による変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第39回定時株主総会決議による変更前定款第15条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した 日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(第1回)

沿革

- 制 定 昭和58年 8月16日 改 定 昭和61年 4月 1日
- 改 定 昭和61年10月 9日 (第2回)
- 改 定 平成 2年 6月27日 (第3回)
- 改 定 平成 6年 5月12日 (第4回)
- 改 定 平成 6年 6月30日 (第5回)
- 改 定 平成 6年12月 5日 (第6回)
- 改 定 平成12年 9月25日 (第7回)
- 改 定 平成12年 9月27日 (第8回) 改 定 平成12年10月17日 (第9回)
- 改 定 平成12年12月 1日 (第10回)
- 改 定 平成12年12月12日 (第11回)
- 改 定 平成13年 3月29日 (第12回)
- 改 定 平成14年 5月19日 (第13回)
- 改 定 平成15年 3月27日 (第14回)
- 改 定 平成16年 3月25日 (第15回)
- 改 定 平成17年 5月 2日 (第16回)
- 改 定 平成17年 6月17日 (第17回)
- 改 定 平成18年 3月29日 (第18回)
- 改 定 平成18年10月 1日 (第19回)
- 改 定 平成19年 3月28日 (第20回)

```
改 定 平成20年 3月27日
                  (第21回)
改定
    平成21年 3月26日
                  (第22回)
改定
    平成24年11月13日
                  (第 23 回)
改定
    平成25年 3月26日
                  (第24回)
改定
    平成28年 3月24日
                  (第25回)
改定
    平成30年 3月23日
                  (第26回)
改 定 令和 4年 3月23日
                  (第27回)
```